

第三節 自主防災組織等による災害応急対策

第四十二条 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、地域住民の被害の発生及び拡大を防ぐため、自らの生命及び身体を守るのに支障を生じない限度で、災害に関する情報の収集及び伝達、火災の発生及び拡大を防止するための措置、要配慮者等の地域住民の避難の誘導、安否の確認並びに救出及び救護、給食及び給水その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

自主防災組織等は、災害発生時には、地域住民の生命・身体を守るための災害応急対策を行うことが求められます。

そこで、自主防災組織等は、自らの生命・身体の安全を確保した上で、災害情報の収集・伝達、火災防止措置、要配慮者等の地域住民の避難誘導、安否の確認、救出・救護、給食・給水等を行うよう努めるものとなりました。